

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年1月29日認可した。

平成31年2月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中池東山地区
小田奈良須両池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）半田水路地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北浦地区
〃	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下川部東水路地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）板場地区